

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更許可申請について、令和6年11月29日付け新潟県市町村第964号にて新潟県知事より許可されたので、同法第291条の4第3項の規定により公表する。

令和6年11月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月27日新潟県市町村第1401号）の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年2月27日 新潟県市町村第1401号 (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務</u>を処理する。_____ _____ _____ (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 (略)	新潟県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年2月27日 新潟県市町村第1401号 (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる</u>_____<u>事務を処理する。ただし、</u> <u>各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</u> (1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u> (2) <u>医療給付に関する事務</u> (3) <u>保険料の賦課に関する事務</u> (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 (略)

2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表 〃の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

別表 〃 (第 1 7 条関係)
(略)

2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第 2 (第 1 7 条関係)
(略)

附 則
この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。